

学 則

学校法人 平成国際学園
長崎医療こども専門学校
長崎市大黒町2番3号

長崎医療こども専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、医療関係、商業実務関係、工業関係、文化・教養関係及び教育・社会福祉関係の専門課程を設置し、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、長崎医療こども専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、本校舎として長崎県長崎市大黒町2番3号、第2校舎として長崎県長崎市元船町2番1号、第3校舎として長崎県長崎市大黒町4番25号に、第4校舎として長崎県長崎市大黒町2番7号に置く。なお、日本語教育機関施設は、第3校舎が本校、第4校舎が分校となる。

(自己点検、評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業 年限	入学 定員	総定員	昼 夜 別	備考
商業実務関係 専門課程	国際ビジネス科	2年	60名	120名	昼	男女
	医療ビジネス科	2年	40名	80名	昼	女
工業関係専門課程	情報ビジネス科	2年	20名	40名	昼	男女
文化・教養関係 専門課程	日本語科	2年	100名	200名	昼	男女
		1.5年	60名	120名	昼	男女
教育・社会福祉	介護福祉科	2年	40名	80名	昼	男女

関係専門課程	介護基礎科	1 年	20 名	20 名	昼	男女
	保育こども科	3 年	30 名	90 名	昼	男女
医療関係専門課程	柔道整復師科	3 年	30 名	90 名	昼	男女
合 計			400 名	840 名		

(学年・学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から 3月31日まで

3 日本語科の学年は、修業年限2年については、4月1日に始まり翌々年3月31日に終わり、修業年限1年6か月については、10月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。

4 入学する者は4月1日から入学式前日まで長期休暇及び進学準備期間とする。

5 卒業する者は卒業式翌日から3月31日まで長期休暇及び進学準備期間とする。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 開校記念日 2月10日

(4) その他校長が必要と認めたとき

2 長期休暇期間については別途定める

3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

4 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

商業実務関係専門課程

(1) 国際ビジネス科

授 業 科 目	専門課程				備 考
	第 1 学年		第 2 学年		
	年間授業 時間数	週時間数	年間授業 時間数	週時間数	
日本語 (読解・聴解・文法・語彙)	320	8			一般科目
簿記	320	8			専門科目
ビジネス実務	80	2			一般科目
英語基礎	40	1			一般科目
ワード演習	80	2			専門科目
エクセル演習Ⅰ	40	1			専門科目
ビジネス日本語 (読解・聴解・文法・語彙)			320	8	専門科目
ホスピタリティ			180	4.5	専門科目
ネットマーケティング			140	3.5	専門科目
キャリアデザイン			80	2	一般科目
ビジネス英語			40	1	専門科目
エクセル演習Ⅱ			80	2	専門科目
プレゼンテーション			40	1	専門科目
合 計	専門合計		専門合計		専門合計
	440	11	800	20	1240
	一般合計		一般合計		一般合計
	440	11	80	2	520
	学年合計		学年合計		総合計
	880	22	880	22	1760

商業実務関係専門課程

(2) 医療ビジネス科

授業科目	専門課程		合計 時間数	備 考
	第1学年	第2学年		
	時間数	時間数		
医療秘書	160		160	
診療報酬請求事務	84		84	
医学知識	104		104	
簿記	102		102	
医療関連法規	36		36	
一般教養 I	60		60	
P C 知識	46		46	
Word実習	100		100	
就職指導	10		10	
医療事務管理士	60		60	
秘書	64		64	
電卓	32		32	
Excel実習	76		76	
医療事務技能士	36		36	
手話	32		32	
一般教養 II		10	10	
医事コン		80	80	
医事コン学科 (PC)		14	14	
医事コン学科 (医療)		12	12	
PowerPoint		40	40	
ホスピタルコンシェルジュ		60	60	
卒業研究		100	100	
病院実習		80	80	
調剤事務		90	90	
介護事務		90	90	
小計	1,002	576	1,578	
診療報酬		126	126	医療事務コース
医学知識 II		28	28	医療事務コース
医療関連法規 II		18	18	医療事務コース
医療秘書 II		68	68	医療事務コース
医療事務コース 計	1,002	816	1,818	
医師事務		60	60	調剤事務コース
登録販売者		170	170	調剤事務コース
MO S 対策		96	96	調剤事務コース
調剤事務コース 計	1,002	902	1,904	
歯科助手		116	116	歯科事務コース
歯科事務		124	124	歯科事務コース
歯科事務コース 計	1,002	816	1,818	

工業関係専門課程

(3) 情報ビジネス科

授 業 科 目	専門課程				備 考
	第 1 学年		第 2 学年		
	年間授 業時間 数	週平均 授業時 間数	年間授 業時間 数	週平均 授業時 間数	
情報処理概論	100	2.5			専門科目
C 言語基礎	100	2.5			専門科目
S Q L 基礎	100	2.5			専門科目
VisualBasic	100	2.5			専門科目
プログラミング実習	100	2.5	100	2.5	専門科目
商業簿記	60	1.5			専門科目
Excel 実習	60	1.5	60	1.5	専門科目
Access 実習	60	1.5	60	1.5	専門科目
ビジネス著作権			60	1.5	専門科目
ネットワーク技術			100	2.5	専門科目
情報処理検定対策	110	2.75	250	6.25	専門科目
一般教養	60	1.5	60	1.5	一般教養科目
卒業研究			100	2.5	専門科目
プレゼンテーション実習			60	1.5	専門科目
合 計	850	21	850	21	

文化・教養関係専門課程

(4) 日本語科 進学2年コース

授 業 科 目	専 門 課 程				備 考
	第 1 学 年		第 2 学 年		
	年間授業 時間数	週平均授 業時間数	年間授業 時間数	週平均授 業時間数	
日 本 語 読 解 初 級	72	1.8			専 門 科 目
日 本 語 文 法 初 級	290	7.3			専 門 科 目
日 本 語 語 彙 初 級	216	5.4			専 門 科 目
日 本 語 聴 解 初 級	146	3.7			専 門 科 目
日 本 語 読 解 初 中 級			60	1.5	専 門 科 目
日 本 語 文 法 初 中 級			182	4.6	専 門 科 目
日 本 語 語 彙 初 中 級			62	1.6	専 門 科 目
日 本 語 聴 解 初 中 級			62	1.6	専 門 科 目
日 本 語 読 解 中 級			60	1.5	専 門 科 目
日 本 語 文 法 中 級			178	4.5	専 門 科 目
日 本 語 語 彙 中 級			60	1.5	専 門 科 目
日 本 語 聴 解 中 級			60	1.5	専 門 科 目
日 本 文 化	40	1.0	40	1.0	専 門 科 目
学 校 行 事	20	0.5	20	0.5	一 般 科 目
オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	20	0.5	20	0.5	一 般 科 目
計	804		804		

文化・教養関係専門課程

(5) 日本語科 進学1年半コース

授 業 科 目	専門課程				備 考
	第 1 学年		第 2 学年		
	年間授業 時間数	週平均授 業時間数	年間授業 時間数	週平均授 業時間数	
日本語 読解初級	36	0.9	36	0.9	専門科目
日本語 文法初級	146	3.7	144	3.6	専門科目
日本語 語彙初級	110	2.8	106	2.7	専門科目
日本語 聴解初級	74	1.9	72	1.8	専門科目
日本語 読解初中級			60	1.5	専門科目
日本語 文法初中級			182	4.6	専門科目
日本語 語彙初中級			62	1.6	専門科目
日本語 聴解初中級			62	1.6	専門科目
日本文化	20	0.5	40	1.0	専門科目
学校行事	10	0.3	20	0.5	一般科目
オリエンテーション	10	0.3	20	0.5	一般科目
	406		804		

教育・社会福祉関係専門課程
(6)介護福祉科

授業科目		専門課程				備考
		第 1 学年		第 2 学年		
		時間数	単位	時間数	単位	
人間と 社会	介護倫理	30	2			
	社会福祉援助技術	30	2			
	チームマネジメント			30	2	
	生活と福祉	30	2			
	社会保障制度			30	2	
	介護保険制度	30	2			
	パソコン実習	20	1.5	70	4.5	
	福祉事務	30	2			
介護	介護の基本	120	8	30	2	
	リハビリテーション論			30	2	
	コミュニケーション技術	30	2			
	手話			30	2	
	点字			30	2	
	生活支援技術Ⅰ 生活	20	1			
	生活支援技術Ⅰ 栄養	30	2			
	生活支援技術Ⅰ 被服	30	2			
	生活支援技術Ⅰ 住居	20	1			
	生活支援技術Ⅱ 介護技術	150	10.5	50	2.5	
	介護過程	60	4	90	6	
	介護総合演習	100	6.5	20	1.5	
	介護実習	296	21	160	9	
こころと からだの しくみ	発達と老化の理解	60	4			
	認知症の理解	30	2			
	認知症の介護	30	2			
	障害の理解	20	1.4	40	2.6	
	精神保健			30	2	
	こころとからだのしくみ	90	6			
医療的ケア	基本研修	26	2	60	3	
	演習	8	0.5	50	2.5	
就職指 導	就職指導	22	1	38	3	
	国家試験対策			226	15	
小 計		1312	88.4	1014	63.6	2,326
合 計		1,312		1,014		

補足事項 1. 指定規則別表に定める指定科目・授業時間数は全て必修とする。
2. 基礎科目を除き、合併授業は行わない。

教育・社会福祉関係専門課程 (7)介護基礎科

授 業 科 目	授業 時間	授業 形態	授 業 内 容
職務の理解	18	講義	多様なサービスの理解と介護職の仕事内容や働く現場の理解などチームケアに必要な知識について学習を行う。
介護における尊厳の保持・自立支援	24	講義	人権と尊厳を支える介護と介護における自立支援など介護職員として必要な知識について学習を行う。
介護の基本	18	講義	介護職の役割、専門性と多職種との連携、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全など介護を行うにあたって必要な基本的知識について学習を行う。
介護・福祉サービスの理解と医療との連携	22	講義	介護保険制度、障害者総合支援制度およびその他の制度等の医療との連携やリハビリテーションに関する学習を行う。
介護におけるコミュニケーション技術	20	講義	介護の実践やチーム内でのコミュニケーションについて基本的な考え方や知識について学習を行う。
老化の理解	18	講義	老化に伴うこころとからだの変化と日常生活における高齢者と健康に関する基本的な知識について学習を行う。
認知症の理解	18	講義	認知症を取り巻く状況、学的側面から見た認知症の基礎と健康管理、認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活、家族への支援など認知症介護の実践に必要な基礎知識について学習を行う。
障害の理解	12	講義	障害の基礎的理解をはじめ、生活障害、心理・行動の特徴、かわり支援等の基礎的知識、家族の心理、かわり支援の理解などの基本的な知識について学習を行う。
こころとからだのしくみと生活支援技術	146	実技	家事や居住環境整備と介護、移動・移乗介護、食事の介護、入浴の介護、排せつの介護、睡眠の介護、死にゆく人への介護、介護過程、生活支援技術演習などについて学習を行う。
振り返り	4	講義	就業への心構えと研修終了後における継続的な研修の必要性について学習を行う。
生活・職業に必要な文字・語彙の理解	124	講義	日常生活や職業の場で必要とされる、より高度な文字・語彙について理解を深め、生活や業務を円滑行うための基礎的な学習を行う。
生活・職業に必要な文法の理解	124	講義	日常生活や職業の場で必要とされる、より高度な文法について理解を深め、生活や業務を円滑行うための基礎的な学習を行う。
生活・職業に必要な読解の理解	168	講義	日常生活や職業の場で必要とされる、より高度な読解について理解を深め、生活や業務を円滑行うための基礎的な学習を行う。
生活・職業に必要な聴解の理解	84	講義	日常生活や職業の場で必要とされる、より高度な聴解について理解を深め、生活や業務を円滑行うための基礎的な学習を行う。
合 計	800		

留意点

- ① 1 時間は 45 分、2 時間連続で行い、90 分 1 コマの授業です。
- ② 介護現場で用いる専門用語（文字・語彙）・介護記録の方法（文法）・利用者理解のための情報収集（読解）・利用者理解のための傾聴（聴解）が日本語の授業です。

教育・社会福祉関係専門課程

(8)保育こども科

	科目名	1 年次		2 年次		3 年次		合計		備考
		時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	
共通教育科目	英会話 I	30	2					30	2	
	健康科学	15	1					15	1	
	生涯スポーツ	15	1					15	1	
	情報処理 I	30	2					30	2	
	日本国憲法	30	2					30	2	
専門教育科目（必須）	幼児と音楽表現	15	1					15	1	
	音楽表現技術			15	1			15	1	
	幼児と造形表現			15	1			15	1	
	教育心理学	15	1					15	1	
	幼児の心理学	15	1					15	1	
	健康（指導法）	15	1					15	1	
	人間関係（指導法）	15	1					15	1	
	幼児と健康			15	1			15	1	
	教育原理	30	2					30	2	
	造形表現（指導法）	30	2					30	2	
	音楽表現（指導法）	15	1					15	1	
	環境（指導法）	30	2	15	1	15	1	60	4	
	言葉（指導法）	15	1					15	1	
専門分野	幼児と言葉	15	1					15	1	
	幼児と人間関係	15	1					15	1	
	幼児と環境	15	1					15	1	
	児童文化	30	2					30	2	
	社会福祉	30	2					30	2	
	子ども家庭福祉			30	2			30	2	
	音楽（理論）	30	2					30	2	
	保育原理			30	2			30	2	

	社会的養護Ⅰ	30	2					30	2	
	社会的養護Ⅱ			15	1			15	1	
	子ども家庭支援論			30	2			30	2	
	幼児への特別な支援			15	1			15	1	
	障害児保育			15	1			15	1	
	子どもの食と栄養			30	2			30	2	
	子どもの保健			30	2			30	2	
	子育て支援			15	1			15	1	
	劇あそび（指導法）	15	1					15	1	
	子ども家庭支援の心理学			30	2			30	2	
	教育課程総論	30	2					30	2	
	教育方法論	30	2					30	2	
	教職概論	30	2					30	2	
	保育内容総論	15	1					15	1	
	教育相談			30	2			30	2	
	言語表現			15	1			15	1	
	保育の心理学					30	2	30	2	
	保育・教職実践演習			15	1	30	2	45	3	
	子どもの健康と安全					15	1	15	1	
	乳児保育					45	3	45	3	
	国語	15	1	15	1	15	1	45	3	
演習・実習	教育実習			60	2	60	2	120	4	
	教育実習事前事後指導	15	1					15	1	
	保育実習事前事後指導Ⅰ（保育所）			30	1			30	1	
	保育実習事前事後指導Ⅰ（施設）			30	1			30	1	
	保育実習Ⅰ（保育所）			60	2			60	2	

	保育実習Ⅰ（施設）					60	2	60	2	
	保育実習事前事後指導Ⅱ					15	1	15	1	
	保育実習事前事後指導Ⅲ					15	1	15	1	
	保育実習Ⅱ（保育所）※選択科目					60	2	60	2	選択
	保育実習Ⅲ（施設）※選択科目					60	2	60	2	選択
	総合演習	75	2	150	5	165	5	390	12	
	ピアノ実技	90	3	90	3	60	2	240	8	
	こどもの遊び	15	1	15	1	15	1	45	3	
	卒業研究					215	7	215	7	
	合計	810	48	810	40	815	33	2435	121	

医療関係専門課程

(9) 柔道整復師科

科目 区分	授 業 科 目	1 年次	2 年次	3 年次	授業時数合計	
		時間数	時間数	時間数	時間数	単位数
基礎分野	心理学	30			30	2
	社会福祉学	30			30	2
	国語表現	30			30	2
	医学英語	30			30	2
	情報処理概論	30			30	2
	情報処理演習 I	30			30	2
	保健体育		30		30	2
専門基礎分野	解剖学	90	60	60	210	14
	生理学	60	60	60	180	12
	運動学	30	30		60	4
	病理学		60		60	4
	リハビリテーション医学		60		60	4
	一般臨床医学		60		60	4
	外科学			60	60	4
	整形外科			60	60	4
	公衆衛生学			60	60	4
	関係法規		30	60	90	6
	柔道	60	30	60	150	5
専門分野	基礎柔道整復学総論	150			150	10
	臨床柔道整復学	60	210	150	420	28
	基礎柔道整復実技	120	60		180	6
	臨床柔道整復実技		90	150	240	8
	応用柔道整復実技			90	90	3
	臨床実習	90	90		180	4
特別分野	総合演習	300	270	300	870	58
合計		1140	1140	1110	3390	196

(授業の終始時間)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

学科名	開始時間	終了時間
国際ビジネス科（午前の部）	9時20分	12時30分
国際ビジネス科（午後の部）	13時30分	16時40分
医療ビジネス科	9時20分	16時40分
情報ビジネス科	9時20分	16時40分
日本語科（午前の部）	9時20分	12時30分
日本語科（午後の部）	13時30分	16時40分
介護福祉科	9時20分	16時40分
介護基礎科（午前の部）	9時20分	12時30分
介護基礎科（午後の部）	13時30分	16時40分
保育こども科	9時20分	16時40分
柔道整復師科	13時20分	18時00分

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 17名以上
 - (3) 助 教 師 必要に応じて置く
 - (4) 講 師 必要に応じて置く
 - (5) 事 務 員 4名以上
 - (6) 学 校 医 1名
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 3 前項以外の教職員は、それぞれ校務を分業する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格（日本語科、国際ビジネス科以外）は、高等学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第77条の5に該当する者とする。

- (1) 高等学校卒業者
 - (2) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者
 - (3) 専修学校の高等課程卒業者のうち校長が認めた者
- 2 日本語科
 - (1) 外国において、12年課程修了以上及びこれと同等のレベルの者。
 - (2) 原則として、入学時満18歳以上の者。

- (3) 日本語学習時間が150時間以上で、日本語能力試験N5以上の能力がある者。
- (4) 本校を卒業後、日本の大学院、大学、短大、専門学校への進学を希望する者。
- (5) 学費及び生活費を支払う能力がある者。
- (6) 日本の法律及び本校の校則を遵守できる者。

3 国際ビジネス科

- (1) 日本人の場合、同条第1項第1号から第3号
- (2) 外国の国籍がある場合
 - ①同条第2項第1号から第2号、第4号から第6号
 - ②日本語能力について、下記のいずれか1つに該当すること。
 - ・日本語学校の卒業者又は卒業見込みの者。
 - ・日本語能力試験または日本留学試験を受験した者、受験申込者。
 - ・日本語学校における出席率が80%以上の者。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、学年の始めと10月の2期とする。

(入学手続)

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から1週間以内に第23条の入学金等を添え、入学手続きをとらなければならない。

(入学選考)

第14条 本校の入学選考は、次のとおりとする。

- (1) AO入学試験
- (2) 指定校推薦入学試験
- (3) 推薦入学試験
- (4) 一般入学試験
- (5) 社会人入学試験
- (6) 留学生は、書類選考、筆記試験、面接試験を行う。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病、その他やむを得ない理由により3日間以上休学する場合は、

その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(自主退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。なお、留学生については、出入国管理及び難民認定法の定義上、自主退学を「離脱」と証する。

2 他の専修学校、大学又は短期大学等に転学をしようとする者は、その事由を明らかにして退学、転学願を校長に提出し許可を受けなければならない。

(各学年の修了の認定)

第17条 校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

(卒業)

第18条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

2 本校の介護福祉科を卒業した者は「社会福祉士及び介護福祉士法」に定める「介護福祉士」の受験資格を有する。

(ほう賞)

第19条 成績優秀にして、他の模範となる者は、ほう賞することがある。

(退学)

第20条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(成績考査)

第21条 原則として、各学期終了時に試験による成績考査を行い、その到達度、習熟度に応じて一括して評価を行う。

講義・実技科目

- (1) 科目の認定は、次の基準により行う。
 - ア. 科目出席時数が当該科目の出席すべき時数の80%以上
 - イ. 成績考査試験における60点以上
- (2) 科目出席時数が当該科目の出席すべき時数の80%に満たない場合は、

原則として成績考査試験を受けることができない。

(3) 第1項イの基準を満たせなかった場合には、追試験を行うものとする。

実習科目

(1) 科目の認定は、次の基準により行う。

ア. 科目出席時数が第8条に定める授業時数の80%以上

イ. 実習展開の概要(実習要綱)に挙げる実習目標の達成度および実習態度と自己評価を基にして実習指導担当者が評価する。

(転入学、編入学)

第22条 本校への転入学を希望する者がある場合は、教育計画及び学科実習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、定員に空きがある場合に限り、選考の結果許可をすることがある。

第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第23条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

単位：円

学 科	修業 年数	入学選考料	入学金	授業料 (年額)	施設設備 (年額)	維持費 (年額)
国際ビジネス科	2年	15,000	60,000	600,000	50,000	
医療ビジネス科	2年	10,000	100,000	600,000	100,000	100,000
情報ビジネス科	2年	15,000	10,000	600,000	50,000	
日本語科	2年	10,000	25,000	600,000	50,000	
	1.5年	10,000	25,000	600,000	50,000	
介護福祉科	2年	10,000	100,000	600,000	80,000	80,000
介護基礎科	1年	15,000	10,000	600,000	50,000	
保育こども科	3年	10,000	100,000	600,000	120,000	90,000
柔道整復師科	3年	10,000	100,000	750,000	250,000	150,000

2 授業料及び維持費については、指定する方法により分納することができる。

3 上記以外に教材費を徴収する。教材費の金額は学科ごと、年度により異なるため、学生募集要項に明記する。

4 日本語科及び国際ビジネス科の学生が入寮を希望する場合は、寮費を徴収する。

(1) 入寮費 20,000 円

(2) 共益費 10,000 円

(3) 設備費 20,000 円

(4) 寮 費 120,000 円 (6ヶ月分) 日本語科

40,000 円（2 ヶ月分）国際ビジネス科

（授業料の減免）

第 2 4 条 特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

（授業料等の返還）

第 2 5 条 入学選考料、入学金、授業料、施設設備費、維持費、寮費、教材費の返還については次の通り定める。

（1）入学選考料

入学選考試験を受験した後は、可否に関わらず返還しない。

（2）入学金

①本校への入学が決定した後は、入学前であっても返還しない。

②日本語科への入学予定者で、在留資格認定証明書を交付されなかった場合には入学金を徴収しない。

（3）授業料、施設設備費、維持費、寮費

本校へ入学後、退学等により本校の学籍を外れる場合は、原則として返還しない。また、在籍年度分については退学等により本校の学籍を外れる場合であっても徴収する。

（4）教材費

本校へ入学後、退学等により本校の学籍を外れる場合は、原則として使用した教材の実費を徴収し、未使用額は返還する。ただし、実費の計算が困難な場合は月割り額で徴収額を計算する。

（健康診断）

第 2 6 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

（寄宿舍）

第 2 7 条 本校には寄宿舍を設置する。

2 本校が所有する寮は次の通り

古町ランスイ寮 長崎市古町 4 6 番地

3 入寮を希望する者は、別に定める規定に従い入寮手続きをする。

第 6 章 附帯教育事業

（附帯教育事業）

第 2 5 条 附帯教育事業として次のとおりコースを設置する。

コース名	修業期間	授業時数	総定員	備 考
------	------	------	-----	-----

介護福祉士養成科	2 ヶ年	2170 時間	30 名	長崎高等技術専門校
----------	------	---------	------	-----------

別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず昭和61年度入学生について準用する。

附 則

1. この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず昭和63年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、昭和64年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず昭和64年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成2年度入学生について適用する。
4. 平成1年度入学生のうち、平成1年4月1日以降に第19条に規定する納付金を納入する時は、第19条の規定にかかわらず附則別表第1に掲げる額とする。ただし、平成1年3月31日までに入学の意志決定をなした入学生にかかる入学金については、改正前の学則第19条の規定による入学金の額と

する。

附則 別表第1

単位：円

学科 学費	情報経理科	ビジネス秘書科 2年生	ビジネス秘書科 1年生	情報システム科	公務員科
入学検定料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
入学金	123,600	123,600	103,000	123,600	103,000
授業料 (年額)	250,000	290,000	290,000	350,000	300,000
施設設備費 (年額)	133,900	144,200	144,200	175,100	103,000
維持費 (年額)	123,600	123,600	103,000	144,200	92,700

附 則

1. この学則は、平成3年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成3年度入学生について適用する。
4. 平成2年度入学生にかかる納付金については、学則第19条の規定にかかわらず、改正前の学則第19条の規定による額とする。

附 則

1. この学則は、平成8年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成8年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、平成10年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成10年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、平成11年10月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成12年度入学生について適用する。
4. 平成11年度入学生にかかる納付金については、学則第19条の規定にかかわらず、改正前の学則第19条の規定による額とする。
5. 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの総定員数は、388名とする。

附 則

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 平成17年度入学生にかかる納付金については、学則第22条（納付金）の規定にかかわらず、改正前の学則第22条（納付金）の規定による額とする。

4. 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの総定員数は、550名とする。（平成17年度入学者240名、平成18年度入学者310名）

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和2年10月1日から施行する。

2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。